

熊本県阿蘇草原応援企業サポーター認証制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、阿蘇の草原維持に積極的に取り組む企業・団体を支援する「熊本県阿蘇草原応援企業サポーター認証制度」の実施に関し、必要な事項を定めることで、企業・団体が自らの活動と草原維持との関連性を認識し、多くの企業・団体に野焼き支援ボランティア等に参加してもらうとともに、草原維持に対する寄付等を行ってもらうことで、阿蘇の草原を維持していくことを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）認定対象事業者 第3条第1号の要件に該当する企業又は団体（国及び地方公共団体を除く。）をいう。
- （2）認定事業者 第5条第1項の要件に該当する企業又は団体（国及び地方公共団体を除く。）をいう。

（対象）

第3条 熊本県阿蘇草原応援企業サポーター認証制度の認定の対象は、次に掲げる全ての要件に該当する企業・団体とする。

- （1）次に掲げるアからウのいずれかに該当する企業・団体であること。

ア これまで（過去3年間程度）、草原維持のボランティアに企業・団体が参加した実績があり、次年度以降もボランティアに参加する意思がある企業・団体

イ これまで草原維持のボランティアに企業・団体が参加した実績はないが、野焼き支援ボランティア初心者研修会を受講した上で、ボランティアに参加する企業・団体

ウ 草原維持の寄付等を企業・団体が年額10万円以上行った実績があり、次年度以降も募金を行う意思がある企業・団体

- （2）県税等租税公課の滞納がないこと。
- （3）熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと。
- （4）その他、公序良俗に反する行為及び重大な法令違反がないこと。

（認定の申請）

第4条 前条の認定（以下「認定」という。）を受けようとする認定対象事業者は、熊本県阿蘇草原応援企業サポーター認定申請書（様式1）により知事に申請するものとする。

（認定の実施）

第5条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、第3条各号の全ての要件に該当すると認められるときは、当該申請をした認定対象事業者を認定事業者として認定し、認定証を交付するものとする。

2 知事は、認定事業者に対し、ホームページにおいて、取組内容を公表するよう促すとともに、当該認定事業者の名称等を県ホームページにおいて公表するものとする。

（認定の有効期間）

第6条 認定の有効期間は、認定の日から認定日の属する年度の翌年度末日までとする。

（認定の更新）

第7条 認定事業者は、前条の認定の有効期間が満了する日までに第3条第1号に規定する要件に該当する場合は、認定を更新することができる。

2 前項の規定による認定の更新は、原則、自動更新とする。

（認定の変更）

第8条 認定事業者は、認定内容に変更がある場合は、熊本県阿蘇草原応援企業サポーター認定変更届（様式2）を知事に届け出なければならない。

（認定の辞退）

第9条 認定事業者は、認定の辞退について、知事に申し出ることができる。

2 前項の認定の辞退をしようとする場合は、熊本県阿蘇草原応援企業サポーター認定辞退届（様式3）を知事に届け出なければならない。

（認定の取消し）

第10条 知事は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができる。

- （1）虚偽又は不正の手段により認定したと認める場合
- （2）法令に違反する重大な事案が発生した場合
- （3）阿蘇草原維持に関する活動について、実態がないと認める場合
- （4）その他、認定事業者として適当でないと認める場合

2 知事は、前項の規定による取消しを行った場合は、当該取消しを受けた企業又は団体に対し、通知するものとする。

（事務の所掌）

第11条 この要綱に関する事務は、熊本県企画振興部地域振興・世界遺産推進局阿蘇草原再生・世界遺産推進課において所掌する。

(その他)

第12条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年（2021年）10月25日から施行する。

この要綱は、令和5年（2023年）2月6日から施行する。

この要綱は、令和6年（2024年）10月15日から施行する。